

仙台市強度行動障害支援者養成研修費補助金交付要綱

(令和 3 年 11 月 1 日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、強度行動障害を有する者の共同生活住居への移行を促進するため、指定障害福祉サービス事業所において、支援に従事する職員の確保及び育成を目的に、強度行動障害支援者養成研修を受講させる場合、その費用について予算の範囲内において仙台市強度行動障害支援者養成研修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 強度行動障害 重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第 1 における調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目がみられる頻度等をそれぞれ 0 点から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 10 点以上であることをいう。
- (2) 共同生活援助 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 18 項に規定する共同生活援助をいう。
- (3) 障害福祉サービス事業所 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- (4) 強度行動障害支援者養成研修 都道府県又は都道府県知事が指定する研修事業者が実施する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）及び強度行動障害支援者養成研修（実践研修）をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市内において障害福祉サービス事業所を運営していること
 - (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
 - (3) 暴力団等と関係を有していないこと
- 2 前項第 2 号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。
- 3 第 1 項第 2 号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する市内障害福祉サービス事業所の従業者に、強度行動障害支援者養成研修を受講させる事業とする。

- (1) 共同生活援助事業所のうち、現に強度行動障害を有する者を利用させている、又は今後利用させる予定のある事業所
- (2) 生活介護事業所のうち、強度行動障害を有する利用者の共同生活住居での生活に際し、当該共同生活援助事業者と連携し、必要な援助を行っている、又は今後行う予定のある事業所
- (3) 短期入所事業所のうち、居宅、入所施設等から共同生活住居への移行を前提に強度行動障害を有する利用者を利用させている、又は今後利用させる予定のある事業所

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象となる経費及び基準額は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費が既に宮城県地域医療介護総合確保事業（介護分：介護従事者の確保に関する事業）補助金で措置されている事業については、この要綱における助成の対象としないものとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、前条に定める補助対象経費の実支出額と、別表に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請は、市長が別に定める期限までに、仙台市強度行動障害支援者養成研修費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙）
- (2) 市税納付状況確認同意書
- (3) 暴力団排除に関する誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請があった日から起算して30日以内に審査を行い、補助金の交付の可否及び補助金の額について決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、補助金の交付の申請をした指定共同生活援助の事業を行う者に対し当該決定の内容を仙台市強度行動障害支援者養成研修費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は仙台市強度行動障害支援者養成研修費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

3 補助事業の内容の変更又は中止をする場合には、仙台市強度行動障害支援者養成研修費補助金事業変更等承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けなければならない。

4 前項の申請に対する承認は、仙台市強度行動障害支援者養成研修費補助金事業変更等承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、仙台市強度行動障害支援者養成研修費補助金実績報告書（様式第6号）に、この補助金の交付を受けて実施する指定共同生活援助の事業に係る収支決算の状況を記載した書類その他市長が必要と認める書類を添えて、当該補助事業を実施する年度の3月31日までに市長に提出して行うものとする。

- (1) 事業報告書（様式第6号別紙）
- (2) 受講者が勤務時間内に研修を受講したことが分かる書類
- (3) 法人の受講料負担額が分かる書類
- (4) 受講者の研修修了証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市強度行動障害支援者養成研修費補助金確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（是正のための措置）

第11条 市長は、第9条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、第10条の規定による補助金の額の確定等を行った後に、補助事業者の請求により補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第10条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、仙台市強度行動障害支援者養成研修費補助金請求書（様式第9号）を額の確定の通知のあった日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 市長は、前項に規定する取消しを行ったときは、理由を付した書面により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

(その他)

第17条 補助事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により当該交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、速やかに仙台市強度行動障害支援者養成研修費補助金交付決定前着手届（様式第8号）を提出するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年 11 月 1 日から実施する。

附 則（令和４年 12 月 27 日改正）

この改正は、令和４年 12 月 27 日から実施し、令和４年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和７年 3 月 24 日改正）

この改正は、令和７年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和７年 10 月 27 日改正）

この改正は、令和７年 11 月 1 日から実施する。

別表

補助対象となる研修	補助対象経費	基準額
強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修課程)	研修受講料、テキスト代	一人当たり 2 5 千円
	代替職員の人件費相当分※	一人当たり 1 5 千円
強度行動障害支援者養成研修 (実践研修課程)	研修受講料、テキスト代	一人当たり 2 5 千円
	代替職員の人件費相当分※	一人当たり 1 5 千円

※「代替職員の人件費相当分」は、研修受講にあたり確保する代替職員の人件費相当分とする。